

「中華人民共和國反不正競争法」の適用における
若干問題に関する最高人民法院の解釈（意見募集稿）
意見募集表

会社名：日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
第 1 条第 1 項	「反不正競争法第二章等の関連の法律に明確に列記する行為について、当事者が反不正競争法第 2 条の適用を主張した場合、人民法院は、これを支持しない。」の意味を明確にするとともに、適宜修正されたし。	反不正競争法第二章には不正競争行為の類型が列記されている一方、反不正競争法第 2 条は「事業者は、生産・経営活動において、自由意思、平等、公平、信義誠実の原則を遵守し、法律及び商業道徳を遵守しなければならない。」という一般原則を定めるとともに、不正競争行為および事業者という用語の定義がされているだけである。 従って、「当事者が反不正競争法第 2 条の適用を主張した場合、人民法院は、これを支持しない」という文言の意味および効果が不明であり、明確化を求める。 なお、そもそも反不正競争法第二章に列記されているような不正競争行為があった場合は、同法の適用対象とするべきであり、それに反するような規範は設けるべきではない。
第 1 条第 2 項	以下の文言を削除されたし。 「当事者が利益の損害のみを理由に反不正競争法第 2 条の適用を主張したが、事業者の利益を害する行為により市場競争の秩序がかく乱されたことを立証できない場合、人民法院は、法によりこれを支持しない。」	反不正競争法において禁止されている行為の中には、例えば商業秘密の侵害などのように他者に損害を与えながらも必ずしも市場競争の秩序をかく乱したとまでは言い切れないケースも含まれている。よって、市場競争の秩序かく乱は反不正競争法適用の要件とすべきではない。
第 5 条第 1 項（一）号	以下の通り修正されたし（下線部の追加、取消線部の削除） 「（一）商品の一般名称（ <u>略称を含む</u> ）及び、	一般名称の略称が広く使われた結果、その略称もまた一般名称化する場合も考えられる（例：デジカメなど）ため、略称も含まれる旨を明記すべきである。

	図形、型番」	また、図形といっても千差万別であり、商品の出所を区別する顕著な特徴のある図形というのも珍しくないため、「図形」を削除するか、または「単純な図形」といったように修正すべきである。
第 6 条	以下の通り修正されたし（下線部の追加） 「事業者の営業場所の装飾（ <u>営業建物の外観設計及び内装設計を含む</u> ）、…等から構成される、独自のスタイルを有する全体的な営業イメージについて、人民法院は、反不正競争法第 6 条（一）に定める「装飾」と認定することができる。」	「営業場所の装飾」の内容が不明瞭であるが、少なくとも保護対象とすべき「建物の外観設計」や「内装の設計」を明示することで明確化できると考える。
第 13 条（一）号	「一定の影響力のある標章」の基準または具体的内容を明確にされたし。	何をもって「一定の影響力のある標章」に該当するのか曖昧なため、その基準または具体的な内容を明確にする必要がある。
第 20 条	「特定損害対象」の意味を明確化されたし。	「特定損害対象であること」の内容が不明である。
第 24 条第 1 項および第 25 条第 1 項	以下の通り修正されたし（下線部の追加、取消線部の削除） 「…次の各号に掲げる条件 <u>のいずれか</u> を同時に満たす場合、…」	規定はあたかも各号のすべてを同時に満たさなければならないかのように読めるが、本来の趣旨は各号のいずれかを満たせばよいと思われ、その点が明確になるように修正すべきである。
第 28 条	本条を削除されたし。	仮に著作権・専利権・商標権の侵害が認定され賠償判決が出ていたとしても、反不正競争法により得られる救済は必ずしも同一とは言えないため、それを排除すべきではない。

（紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。）